

かこのちゃん Live2D 制作業務
プロポーザル募集要領

加古川市企画部
企画広報課
(令和 8 年 6 月)

1 趣旨

かこのちゃん Live2D 制作業務の委託に関しては、価格のみではなく、キャラクターモデル及びアニメーションの制作を行う専門的な技術力や参考映像等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

かこのちゃん Live2D 制作業務

(2) 業務の目的

本事業は、本市のブランドイメージの向上とシビックプライドの醸成を図ることを目的に、加古川市まちの魅力発信キャラクターかこのちゃんが Live2D により動いて喋ることができるデータを制作し、市内外へのプロモーションに使用するとともに、デジタル上で効果的な発信を行うものである。

(3) 業務内容

「かこのちゃん Live2D 制作業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 17 日（水）まで

3 提案上限額（予算額）

1,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 支払条件

本業務の支払は、完成払とする。

6 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、かこのちゃん Live2D 制作業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

7 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込をし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。なお、審査は、企画提案書等とプレゼンテーションの双方で審査する。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「16 日程及び提出書類等」のとおりにする。

8 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	・加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている法人であること。 ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・加古川市の市税を滞納していないこと。また、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営の安定性	・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

9 説明会

説明会は開催しない。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり市に提出すること。

① 関係書類

ア～ウは各1部、エは6部を提出すること。

ア 会社概要票（様式2）

イ 加古川市市税確認承諾書（様式3）

（課税の有無にかかわらず、提出すること。）

ウ 国税納税証明書（その3の3）

（写し可、令和8年6月1日以降に発行したものに限る。）

エ 会社概要（パンフレットなど任意）

② 提出の期限、方法及び場所

期限：令和8年7月17日（金）午後5時必着

方法：直接、企画広報課窓口へ持参か、書留郵便とする。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までに提出すること（正午から午後1時は除く）。（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所 本館4階 企画部企画広報課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式7）又は「参加資格審査結果通知書」（様式8）により、令和8年7月28日（火）までに参加希望者に発送するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、代表者印を押印した書面をもって市に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式5）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書等提出締切日までに市に提出するものとする。

11 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式4）に質問事項を記載のうえ、電子メール、ファクス、持参、書留郵便のいずれかにより提出期限までに提出すること。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までに提出すること（正午から午後1時は除く）。
- (2) 質問に対する回答は、「質問回答書」（様式9）により、全員に対し参加表明書に記載されたメールアドレスに、電子メールで回答する。

提出期限：令和8年7月17日（金）午後5時必着

市からの回答：令和8年8月6日（木）までに回答

12 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び企画提案書作成要領に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類等を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、「③見積書」の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書等の提出について

「企画提案書等提出届」（様式6）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

別紙企画提案書作成要領を参照のうえ、作成すること。（表紙及び目次を含むA4版10ページ以内）

③ 見積書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成する。金額は消費税込みの金額を記入すること。見積書には代表者印を押印すること。

④ 参考映像又は配信先URL

Live2D及びアニメーション制作について、サンプル映像又は本業務に類似の実績映像を提出すること。（10種以内）（一般的なPCで再生できるもの）

なお、映像については概ね5年以内に制作したものであること。

※著作権の関係上、映像の提出が難しい場合は映像の配信先URLの提出でも可とする。

(2) 提出部数

- | | |
|------------------|-----------|
| ・ 企画提案書等提出届（様式6） | 1部 |
| ・ 企画提案書、見積書 | 原本1部、副本7部 |

・参考映像

DVD 7 枚

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和8年8月18日（火）午後5時必着

方法：直接、企画広報課窓口へ持参か、書留郵便とする。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までに提出すること（正午から午後1時は除く）。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所 本館4階 企画部企画広報課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに電子メールで回答するものとする。

13 プレゼンテーション及び質疑応答

企画提案書等に関する内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

開催日：令和8年8月31日（月）予定

開催時間については、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式7）」とともに通知する。

場 所：加古川市役所 新館6階 161会議室

時 間：準備5分、説明15分、質疑15分を予定

- ① プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書の内容により説明することとし、資料の差替え・追加の配付は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、モニターは本市が用意したものを使用してもよい。
- ③ 企画提案書内の業務実施体制に名前のある実務担当者が必ず出席することとし、参加者は3名以内とする。
- ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- ⑤ 提出したサンプル映像や本業務に類似の実績映像は説明時間内に投影しても良い。

14 契約候補者等の選定

- (1) 契約候補者等の選定については、別紙審査基準により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同

数のときは、委員長が決定する。

(2) 最低基準

価格点を除いた点数の合計が、180 点を下回った場合は契約候補者等としない。

(3) 審査選定結果等の通知

審査選定結果等の通知については、審査終了後、令和8年9月7日（月）までに発送する。

(ア) 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 10）により通知する。

(イ) 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 11）により通知する。

(ウ) 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12）により通知する。

- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、代表者印を押印した書面をもって企画広報課に説明を求めることができるものとする。

15 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積価格を超えないこととする。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

免除とする。

16 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和8年7月17日（金） 午後5時まで（必着）	様式1～様式3 必要書類	参加希望者⇒ 市
質問締切		様式4	
参加資格審査結果の発送	令和8年7月28日（火）までに発送	様式7又は様式8	市⇒参加希望者
質問に対する回答	令和8年8月6日（木）まで	様式9 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書等提出	令和8年8月18日（火） 午後5時まで（必着）	様式6 企画提案書 見積書 参考映像（DVD 7 枚）又は参考映像が確認できるリンク先等	参加者⇒市
プレゼンテーション及び質疑応答	令和8年8月31日（月）予定	—	
審査選定結果等の発送	令和8年9月7日（月）までに発送	様式10～様式12	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和8年9月11日（金）まで	—	—
次点者との協議	令和8年9月16日（水）まで ※1	—	—
契約締結日（予定）	令和8年9月25日（金）	（契約書）	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

17 情報公開

選定の過程や審査結果については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除き、原則として公開の対象文書となる。

18 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提案上限額（予算額）を超える価格提案を行った場合
 - ② 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ③ 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ⑤ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

19 問い合わせ先

加古川市役所 企画部企画広報課

電 話：079-427-9222

FAX：079-424-1370

E-mail：citypromo_k@city.kakogawa.lg.jp

以 上